

第 20 回アジア競技大会国際税務にかかる対応支援業務委託
質問回答 一覧

| 番号 | 書類 | 場所 | 質問内容 | 回答 |
|----|------|-------|--|---|
| 1 | 募集要領 | 1 (3) | ○報告書の作成のための時間 業務委託における予算を設定いただいておりますが、作業後に報告書を取りまとめる必要がある場合において、当該報告書を作成する時間も含めると予算を超過することが見込まれる時には、報告書の作成を含めてすべての時間を予算内に収めるために、事前にご相談の上、ご相談業務を一部制限させていただくことは可能でしょうか。 | 報告書を作成するまでが本業務になりますので、支払限度額の範囲内で全業務を完了できる前提で、相談業務を実施いただくこととなります。 |
| 2 | 募集要領 | 1 (4) | ○出張旅費 貴組織委員会とのお打ち合わせ、あるいは、税務当局や関連省庁、愛知県等との会議へ同席する場合等の出張経費について、作業時間 × 単価とは別に実費をご請求させて頂くことは可能でしょうか。 | 原則、出張経費を含む本契約にかかる諸費用は、全て契約単価に含まれるとお考え下さい。なお、本契約において発生する出張経費は「対面打ち合わせ」5回、その他支援業務の2～3回を想定しており、支援業務についても、5回の対面打ち合わせと同日にする等、出張経費を極力収める形での実施を想定しております。 |
| 3 | 募集要領 | 3 (5) | 募集要項の「3 企画提案」の(5)提出部数について、正本1部・副本6部の合計7部とご指定いただきました。 これは(1)提出書類の「ア」及び「イ」でご指示いただいた書類一式のすべてについて、7部 | お見込みのとおりです。 |

| | | | | |
|---|--------|-----|---|---|
| | | | の提出が必要になるという理解でよろしいでしょうか。 | |
| 4 | 契約書（案） | 第2条 | <p>契約書（案）の第2条において、成果物の著作権が貴会に譲渡される旨の規定があります。</p> <p>税務アドバイスを含む成果物の著作権を譲渡すると、将来、第三者に対して同様の税務アドバイスを行う際に制限が生じる恐れがあるため、成果物の著作権譲渡を伴う契約の締結を、内規で禁じている法人もあると思われま。</p> <p>この点、ご契約に際して、契約書案の修正等の協議は可能でしょうか。</p> <p>また、仮にそのような協議が困難である場合でも、第2条第6項の規定により、乙が第三者に対して同様の税務アドバイスを行うことにつき、特段の制限は生じないと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>お示しした契約書（案）はあくまで案であり、個別の内容については、双方合意の上、締結するものですが、基本的な考えとして、本業務は、当会の税務課題解決を目的に発注するものであり、業務完了後も同目的で当会が成果物を利用するために、当該条項を設けています。その目的を逸脱しない範囲において、契約書案に記載された事項につき、修正等についての協議を実施することは可能です。</p> |
| 5 | 契約書（案） | 第2条 | <p>同じく契約書案の第2条において、「甲は成果物の内容を乙の承諾なく公表できること」「甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、乙はその改変に同意すること」が規定されております。</p> <p>甲が行う改変について関与できない以上、その改変内容の適否や、改変された内容の公表に伴って生じ得る問題につき、乙は責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>乙の関与なく改変された内容に基づき、問題が生じた場合につきましては、乙に責任はないと考えます。</p> |

| | | | | |
|---|---------------------------------|------|---|---|
| 6 | 契約書（案） 個人情報取扱 事務委託基準 等 | 第3条 | <p>「個人情報取扱事務委託基準」第3条第2項、及び「情報セキュリティに関する特約条項」第4条において、乙の従業員に対する教育に係る規程があります。</p> <p>(1) これは、契約期間中において、乙がそれぞれ適切と判断する教育を従業員に施すことで差し支えないでしょうか。</p> <p>(2) 教育の実施期限等が設定されている場合には、あらかじめご指定いただければ幸いです。</p> | <p>(1) お見込みのとおりです。</p> <p>(2) 現時点での設定はございませんので、契約後に協議させていただきます。</p> |
| 7 | 契約書（案） 個人情報取扱 事務委託基準 等 | 第12条 | <p>「個人情報取扱事務委託基準」第12条、及び「情報セキュリティに関する特約条項」第10条において、立入検査等に係る規程があります。</p> <p>(1) この立入検査等は必ず行われるものではなく、乙において個人情報の管理や情報セキュリティに係る具体的な問題が発生した場合に限って実施されると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(2) また、立入検査等の時期や方法については、事前に乙と一定の協議を行った上で、実施されると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>(1) 具体的な問題が発生した場合に限らず、遵守状況の確認や調査が必要な場合に実施します。</p> <p>(2) お見込みのとおりです。</p> |